

令和6年第2回足寄町議会定例会議事録（第1号）

令和6年6月4日（火曜日）

◎出席議員（12名）

1番	早瀬川	恵君	2番	井脇	昌美君
3番	榑原	深雪君	4番	矢野	利恵子君
5番	田利	正文君	6番	高橋	健一君
7番	木村	明雄君	8番	細川	勉君
9番	川上	修一君	10番	進藤	晴子君
12番	二川	靖君	13番	高橋	秀樹君

◎欠席議員（1名）

11番 多治見 亮一君

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	渡辺 俊一君
足寄町教育委員会教育長	東海林 弘哉君
足寄町代表監査委員	川村 浩昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸山 晃徳君
総務課長	保多 紀江君
福祉課長	森岡 彰寿君
住民課長	金澤 眞澄君
経済課長	佐々木 康仁君
建設課長	松野 孝君
国民健康保険病院事務長	川島 英明君
会計管理者	加藤 勝廣君
消防課長	大竹口 孝幸君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長 丸山 一人君

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長 山田 弘幸君

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	横田 晋一君
事務局次長	鈴木 研司君
総務担当主査	飯野 真有君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜ P 3 ＞
- 日程第 2 会期の決定＜ P 3 ～ P 4 ＞
- 日程第 3 諸般の報告（議長）＜ P 4 ＞
- 日程第 4 行政報告（町長）＜ P 4 ～ P 5 ＞
- 日程第 5 報告第 1 2 号 繰越明許費繰越計算書について＜ P 5 ＞
- 日程第 6 報告第 1 3 号 予定価格 1, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜ P 5 ～ P 6 ＞
- 日程第 7 議案第 4 0 号 人権擁護委員候補者の推薦について＜ P 6 ＞
- 日程第 8 議案第 4 1 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について＜ P 6 ～ P 8 ＞
- 日程第 9 議案第 4 2 号 足寄町市街地コミュニティバスの設置及び管理運営等に関する条例の一部を改正する条例＜ P 8 ～ P 9 ＞
- 日程第 1 0 請願第 2 号 厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める請願書＜ P 9 ＞

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（高橋秀樹君） 11番多治見君は欠席であります。

ただいまから、令和6年第2回足寄町議会定例会を開会いたします。

◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（高橋秀樹君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、8番細川勉君、9番川上修一君を指名いたします。

◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君） 昨日開催されました、第2回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日6月4日から6月19日までの16日間とし、このうち5日から16日までの12日間は休会となります。

次に、審議予定について報告いたします。

本日6月4日は、最初に議長の諸般の報告を行います。

次に、町長からの行政報告を受けます。

次に、議案等の審議方法について申し上げます。

最初に、報告第12号及び報告第13号の報告を受けます。

次に、議案第40号から議案第42号ま

でを即決で審議いたします。

次に、請願第2号については、総務産業常任委員会へ付託し、会期中の委員会審査といたします。

17日は一般質問を行います。

18日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

なお、議案第43号から議案第47号までの補正予算案は、後日、提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

以上で、議会運営委員会の協議結果の報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（高橋秀樹君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの16日間にいたしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月19日までの16日間に決定いたしました。

なお、16日間のうち、5日から16日までの12日間は休会といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

よって、12日間は休会に決定いたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、6月6日木曜日の午後4時まででありますので、よろしく願いいた

します。

◎ 諸般の報告

○議長（高橋秀樹君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

○議長（高橋秀樹君） 日程第4 行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しを頂きましたので、2件の行政報告を申し上げます。

まず、地方公共団体情報システムの標準化の推進とガバメントクラウドの導入について御報告いたします。

国は、令和2年12月に策定した自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画において、令和7年度末までに自治体の基幹系業務システムについて、国の策定する標準仕様書に準拠したシステムへの移行を義務づけており、国が示した標準化対象事務は、住民基本台帳や戸籍、福祉、税務事務などの20業務となります。自治体の基幹系業務システムの標準化によって、全国的な制度改正の際に迅速に対応することが可能となり、オンライン申請や様式の共通化など、住民の利便性の向上が期待されているほか、システム開発や運用コストの削減が見込まれています。

本町における標準化への対応につきましては、本年度から移行に向けて準備を進め、一部の業務を除き令和8年2月に標準化システムへ移行する計画で、移行に併せて政府共通のクラウドサービスであるガバメントクラウドへの接続を予定しております。

移行に伴う経費ですが、本年度は移行前の準備としてデータの誤記や未入力項目などの修正作業に8,652万2,000円、令和7年度はシステムの構築とデータ移行作業に1億2,785万4,000円、2か年で合計2億1,437万6,000円を見込んでいます。移行経費につきましては、全額が国のデジタル基盤改革支援補助金の対象であり、本定例会に本年度分の経費を補正予算として提案させていただいておりますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、標準化システム移行後に必要となるシステムやガバメントクラウドの利用料、本町とガバメントクラウド間の接続回線費用などの運用経費につきましては、現在のところ国の補助等は想定されていないため、今後、効率的な運用方法やコスト削減の方策などの検討を進めてまいります。

以上、本町における地方公共団体情報システムの標準化の推進とガバメントクラウドの導入について御報告いたしました。今後におきましても国や北海道など関係機関からの情報収集を行い、標準化システムへの円滑な移行を図ってまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

次に、十勝市町村税滞納整理機構における令和5年度の実績が取りまとめられましたので御報告いたします。

まず、十勝市町村全体の実績ですが、滞納事案244件、滞納額2億1,685万9,000円の引継ぎに対して、延滞金を含めた収納額は6,963万2,000円、収納率は32.11%となっており、前年比5.16ポイントの増となりました。

収納額、収納率いずれも前年実績を上回る結果となり、適切に滞納整理が進められたものと考えております。

次に本町の実績ですが、引継ぎました事案は7件、滞納額131万9,000円に対して、延滞金を含めた収納額は96万

2,000円、収納率は72.94%となっており、前年比23.76ポイントの増となりました。

また、事前予告通知による効果額は67万6,000円で、収納実績額と合わせた総額は163万8,000円となっており、本町が負担する分担金95万9,000円を差し引いた費用対効果額は、67万9,000円の実績となりました。

発足から17年間における本町の引継件数は延べ152件で、収納額は3,974万4,000円の実績となっており、滞納整理機構への引継ぎの宣伝効果もあって、町税全体の収納率も高い水準を維持しております。

なお、令和6年度におきましては、継続事案4件を含む5件、滞納税額161万4,000円を引継ぎしております。

十勝市町村税滞納整理機構は、滞納整理に関する高度な専門知識や手法を有しており、各市町村での対応が困難な者に対しても高い収納率を上げております。

今後におきましても、適切に納税されている方々の不公平感をなくすため、十勝一丸となった取組を図ってまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、御報告といたします。

以上、2件の行政報告といたします。

○議長（高橋秀樹君） これで、行政報告を終わります。

◎ 報告第12号

○議長（高橋秀樹君） 日程第5 報告第12号繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） 2ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、報告第12号繰越明許費繰越計算書について、御説明を申し上げます。

令和5年度足寄町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告をするものでございます。

これまでに予算議決を頂きました戸籍住民基本台帳管理経費のほか七つの事業について、3ページに別紙として添付しております計算書のとおり、それぞれ事業費が確定いたしましたので、御報告するものでございます。翌年度への繰越額は、8事業、合わせて1億9,028万5,000円でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 報告第13号

○議長（高橋秀樹君） 日程第6 報告第13号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） 議案書の4ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、報告第13号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり御報告するものでございます。

5ページの別紙を御覧ください。

令和6年2月14日から令和6年5月20日までの間で、足寄町議会総合条例第1

2条第1項第1号の規定により御報告する工事又は製造の請負は、2件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 議案第40号

○議長（高橋秀樹君） 日程第7 議案第40号人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第40号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

推薦をする方につきましては、氏名、沼田 聡氏で、住所、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。

提案理由につきましては、令和6年12月31日をもって任期満了となることから、再任をお願いするものでございます。

沼田 聡氏の学歴、職歴等の略歴につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提

案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第40号人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

原案による者を適任と認めることにしたいと思いますが、これに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第40号人権擁護委員候補者の推薦についての件は、原案による者を適任とすることに決定いたしました。

◎ 議案第41号

○議長（高橋秀樹君） 日程第8 議案第41号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） 7ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第41号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について提案理由の御説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、中足寄辺地、平和辺地、大誉地辺地、茂足寄辺地、螺湾辺地、芽登辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を変更するもので、財源として辺地対策事業債を活用予定の事業について、計画内容の一部変更が生じたので、議会の議決をお

願います。

計画の一部変更の概要につきましては、8ページ以降に別紙として添付しております総合整備計画書により御説明をいたします。

下線表示部が、追加あるいは変更箇所でございます。

8ページを御覧ください。

まず、中足寄辺地でございますが、計画書の2、公共的施設の整備を必要とする事情につきまして、消防施設といたしまして、消防ポンプ自動車更新事業を新たに追加するものでございます。

次に、3、公共的施設の整備計画を御覧ください。

消防施設の事業費は2,719万5,000円、辺地対策事業債の予定額は2,440万円でございます。

事業の追加に伴い、事業費等の合計につきましても、括弧内のとおり、変更となっております。

整備計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

平和辺地でございますが、計画書の2、公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、市町村道・橋梁といたしまして、橋梁長寿命化修繕事業を新たに追加するものでございます。

3、公共的施設の整備計画を御覧ください。

事業費は8,540万円、辺地対策事業債の予定額は3,040万円でございます。

事業の追加に伴いまして、事業費等の合計額につきましても変更となっております。

整備計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間でございます。

次に、12ページをお願いいたします。

大誉地辺地でございますが、計画書の3、公共的施設の整備計画を御覧ください。

い。

施設名、市町村道・橋梁におきまして、橋梁長寿命化修繕事業の事業費等の変更を行い、事業費は1億3,641万8,000円、辺地対策事業債の予定額は6,820万円に変更するものでございます。

事業費の変更に伴い、事業費等の合計額につきましても変更となっております。

整備計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間でございます。

次に、14ページをお願いいたします。

茂足寄辺地でございますが、16ページの3、公共的施設の整備計画内訳を御覧ください。

施設名、市町村道・橋梁におきまして、橋梁長寿命化修繕事業及び道路ストック修繕事業の事業費等の変更を行い、事業費は合わせて6億6,858万3,000円、辺地対策事業債の予定額は2億7,080万円に変更するものでございます。

事業費等の変更に伴いまして、事業費等の小計及び合計額につきましても変更となっております。

整備計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間でございます。

次に、18ページをお願いいたします。

螺湾辺地でございますが、2、公共的施設の整備を必要とする事情につきまして、飲料水供給施設といたしまして、営農用水奥足寄地区計装装置更新事業を、新たに追加するものでございます。

19ページの3、公共的施設の整備計画内訳を御覧ください。

事業費は1,497万1,000円、辺地対策事業債の予定額は1,490万円でございます。

事業の追加に伴い、事業費等の合計につきましても変更となっております。

整備計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間でございます。

次に、20ページをお願いいたします。

芽登辺地でございますが、2、公共的施

設の整備を必要とする事情につきまして、
21ページの上段に書いてございますが、
橋梁長寿命化修繕事業を新たに追加するも
のでございます。

22ページの3、公共的施設の整備計画
内訳を御覧ください。

事業費は7,031万6,000円、辺
地対策事業債の予定額は2,560万円
でございます。

事業の追加に伴い、事業費等の小計と合
計が変更となっております。

整備計画の期間は、令和4年度から令和
8年度までの5年間でございます。

なお、本計画の変更に当たり、議会提案
前に必要な北海道との協議につきましては
既に行っておりまして、5月13日付けで
北海道知事から、計画変更の内容に異議が
ないとの回答を頂いているところでござい
ます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます
ので、御審議のほどよろしくお願
い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提
案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めま
す。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めま
す。

これで討論を終わります。

これから、議案第41号辺地に係る公共
的施設の総合整備計画の一部変更につい
ての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛
成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第41号辺地に係る公
共的施設の総合整備計画の一部変更につ
いての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第42号

○議長（高橋秀樹君） 日程第9 議案第
42号足寄町市街地コミュニティバスの設
置及び管理運営等に関する条例の一部を改
正する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めま
す。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） 24ページを
お願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第42
号足寄町市街地コミュニティバスの設置及
び管理運営等に関する条例の一部を改正す
る条例について、提案理由の御説明を申し
上げます。

本条例は、地方自治法の一部を改正する
法律等の施行に伴い、引用する規定が変更
になったため、所要の改正を行おうとする
ものでございます。

改正内容について申し上げます。

第7条第2項中、地方自治法施行令第1
58条第1項を地方自治法第243条の2
第1項に改めるものでございます。

附則におきまして、この条例は公布の日
から施行し、改正後の条例の規定は令和6
年4月1日から適用するものとしておりま
す。

25ページに新旧対照表を添付してあり
ますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます
ので、御審議賜りますようよろしく
お願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提
案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第42号足寄町市街地コミュニティバスの設置及び管理運営等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第42号足寄町市街地コミュニティバスの設置及び管理運営等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 請願第2号

○議長(高橋秀樹君) 日程第10 請願第2号厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める請願書の件を議題といたします。

ただいま議題となっております、請願第2号厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める請願書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにいたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める請願書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたし

ました。

なお本件は、会期中の休会中に審査の上、報告を願います。

◎ 散会宣告

○議長(高橋秀樹君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

次回の会議は、6月17日、午前10時より開会いたします。

大変御苦勞さまでした。

午前10時33分 散会